

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

規則

- 愛知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 第80号 (環境活動推進課) 1
- 水道法施行細則及び愛知県事務委任規則の一部を改正する規則 第81号 (生活衛生課) 2
- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 第82号 (食育消費流通課) 4

教育委員会規則

- 愛知県立高等学校学則の一部を改正する規則 第13号 (財務施設課) 5
- 愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則の一部を改正する規則 第14号 (高等学校教育課) 5

告示

- 県が発注する森林整備工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等 第602号 (森林保全課) 6
- 道路の区域の変更 第603号 (道路維持課) 7

公告

- 認定鳥獣捕獲等事業者の鳥獣捕獲等事業に係る変更の認定 (自然環境課) 8
- 認定鳥獣捕獲等事業者の認定の有効期間の更新 (同) 8
- 大規模小売店舗の変更の届出 (商業流通課) 8
- 建設業者の許可の取消し (都市総務課) 9
- 土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更認可 (都市整備課) 11
- (田原浦片土地区画整理組合)
- 開発行為の許可に基づく工事完了 (建築指導課) 11

一部事務組合

- 愛知県競馬組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (愛知県競馬組合) 12

規則

愛知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十七日

愛知県知事 大村 秀章



愛知県規則第八十号

愛知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

愛知県環境影響評価条例施行規則（平成十一年愛知県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。
別表第一の五の項中

「ト	風力発電所の設置の工事業	出力が七千五百キロワット以上二万キロワット未満である風力発電所を設けるもの	を
チ	風力発電所の変更の工事業	出力が七千五百キロワット以上二万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの	
「ト	太陽電池発電所の設置の工事業	出力が三万キロワット以上四万キロワット未満である太陽電池発電所を設けるもの	に改め、
チ	太陽電池発電所の変更の工事業	出力が三万キロワット以上四万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの	
リ	風力発電所の設置の工事業	出力が七千五百キロワット以上二万キロワット未満である風力発電所を設けるもの	
ヌ	風力発電所の変更の工事業	出力が七千五百キロワット以上二万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの	

同表の六の項中「規定するし尿処理施設」の下に「（以下「し尿処理施設」という。）」を加え、同表の十六の項中「十の項から十三の項までの下欄に掲げる内容又は」を「五の項の下欄に掲げるト若しくはチの要件、十の項から十三の項までの下欄に掲げる内容又は」に改める。

別表第二の十二の二の項の次に次の一項を加える。

十二の三	別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

別表第三の十二の二の項中「ト又はチ」を「リ又はヌ」に改め、同項を同表の十二の三の項とし、同表の十二の項の次に次の一項を加える。

十二の二	別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

附 則

- この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日前に電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十七条第一項若しくは第二項の規定による認可又は同法第四十八条第一項の規定による届出がなされた事業であつて、この規則の施行により新たに対象事業となるもの（同日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは改正後の愛知県環境影響評価条例施行規則（以下「新規則」という。）第二十九条第二項各号に掲げる変更のみをして実施されるものに限る。）については、新規則別表第一から別表第三までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

水道法施行細則及び愛知県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十七日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県規則第八十一号

水道法施行細則及び愛知県事務委任規則の一部を改正する規則

（水道法施行細則の一部改正）

第一条 水道法施行細則（昭和三十二年愛知県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（水道事業の休止又は廃止の許可申請書等）」に改め、同条第一項中「よる知事の許可を受けようとする水道事業者は、水道事業休止（廃止）許可申請書（様式第九号）を知事に提出しなければ」を「より知事に提出する申請書は、様式第九号によらなければ」に改め、同条第二項中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書に添付する休廃止計画書は、様式第九号の二によらなければならない。

第七条第一項中「第十四条第五項」の下に「（法第二十四条の八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「料金変更届（様式第十二号）」を「様式第十二号」に改める。

「2」を「3」に改める。
 様式第一号中 第1条を第1条に改める。
 様式第九号を次のように改める。